

2021年3月



こどもスマイリング・プロジェクト 食品寄贈ガイドラインに関する検討報告書(第1版)

一般社団法人サステイナブルフードチェーン協議会

目次

はじめに ー食品寄贈に関するガイドライン策定に向けてー

I 総論：食品寄贈ガイドラインの背景、ガイドライン策定の目的

1 持続可能性と社会的包摂

2 日本の食品ロスと相対的貧困

3 食品寄贈に関する考え方

(1) 持続可能性と子どもの食の不安(Food Uncertainty)を取り除くことをめざして

(2) 今後の展望

4 本ガイドラインの基本的な考え方

(1) 目的、位置づけ、使い方

(2) ガイドラインの構成

II 各論：めざすガイドラインの内容について検討した事項

1 対象となる主体の整理

(1) 寄贈者の定義について

(2) 受贈者側の定義について

2 対象となる食品の整理

(1) 対象となる食品について

(2) 食品表示について

3 寄贈のプロセスと適応範囲

(1) 事前手続き

(2) 寄贈

(3) 合意形成プロセスにおける検討事項

(4) 受け取り側の情報の事前共有

(5) モデル合意書

4 ガイドライン策定に当たっての課題

(1) リスクマネジメント

(2) コストマネジメント

III 考察

参考：海外の食品寄贈における食品安全に関する規定等

はじめに ー食品寄贈に関するガイドライン策定に向けてー

一般社団法人サステナブルフードチェーン協議会(SFA)は、食品ロス削減などフードサプライチェーンのサステナビリティの課題解決のための食品産業の皆様との緩やかなネットワーキングの場をめざすコンソーシアムです。食品産業の皆さんの課題解決の受け皿として、① 仲間に出会える場 ② 学び合える場 ③ サプライチェーンとしての評価や会員同士のプロジェクトを後押ししていく、これらのための、緩やかなネットワーキングの場をめざしています。

2020年1月に発足して以来、コロナ禍でオンラインでの勉強会を開催したことがきっかけで、こども食堂に通うお子様たちに「食」と「職」の体験ができる食育プログラムをお届けして、こども食堂やこども食堂を支援する方々と食品産業の皆様の直接の信頼関係を築く、こどもスマイリング・プロジェクトなど、食品寄贈に係る課題解決のための実証や実例の提示に皆で取り組んでまいりました。

この報告書第一版は、こどもスマイリング・プロジェクトを実施する中で、食品産業が直面した食品寄贈についての課題やそれらへの考え方を整理した自主ガイドラインへの取り組みの第一ステップとしてまとめたものです。弊会は国連持続可能な開発目標(SDGs)を掲げて、法令遵守はもとより大前提としつつも、より良い持続可能な社会をめざして、現行法のみにとらわれる(bolt on)ことなく、新しい視点を柔軟に組み込む(built in)方策を考えてきました。

ともすると二項対立に陥りがちな食に関する様々な持続可能性の取組に、議論ではなく実践による解決をめざして、弊会は会員企業の皆様とともに、正解のない問いに手がかりを求めてはじめての一步を踏み出しました。私たちの取組を継続していくため、そして課題解決を加速するには、より多くの方のご理解とご指導が必要と考え、本報告書として整理しました。

これからも、より多様な議論と実践を重ねながら、『誰もが』『善意で』できる寄贈を、多様な議論と実践を通じて、優先順位をつけ、意図しない結果を注意深く見極めながら、円滑で効果的な政策実施を促進し、意見対立を緩和していく努力を続けていきたいと考えています。

The Sustainable Food Chain Association (SFA) is a consortium that aims to provide a forum for liberated networking with people in the food industry. Initially, SFA seeks to be a place where people can meet their colleagues, learn from each other, evaluate the supply chain, and encourage projects among its members. So, firstly, it is a place to solve sustainability issues in the food supply chain, especially food waste avoidance/reduction—secondly, a place where you can learn from each other.

An online study session held during the Covid-19 pandemic led to the Children's Smiling Project. It provides a food education program that allows children attending children's cafeterias to experience "food" and "work", and builds direct relationships of trust between people supporting children's cafes and the food industry. We have been working together to provide pioneering projects and examples to solve these issues concerning food donations.

This first edition of the report summarizes the issues the food industry has faced during implementing the Children's Smiling Project and our approach to food donation. We hope to flexibly incorporate new perspectives rather than be bound by current rules. Although compliance with laws and regulations is a prerequisite, we'd like to propose a guideline that enables safe food donation with our vision for a better and more sustainable society in line with the United Nations Sustainable Development Goals (SDGs).

Since various sustainability initiatives related to food tend to fall into a dichotomy, we stepped forward to a practical trial-and-error approach rather than a theoretical discussion. However, for continuing these efforts and accelerating problem-solving, we believe feedback from broader range of stakeholders is needed and have come to publish this document.

We will promote our initiative to enhance the smooth implementation of policies that allow donations that "everyone" can make "with good intentions" through more diverse discussions and practices. In addition, we will continue our efforts to promote the implementation of effective societal mechanisms while avoiding unintended consequences and mitigating conflicts of opinion.

I 総論：食品寄贈ガイドラインの背景、ガイドライン策定の目的

1 持続可能性と社会的包摂

世界は今、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」をめざす変革の時にある。2015年に採択された「SDGs」、同年合意された気候変動枠組み条約締約国会議「パリ協定」などの国際合意などを機に継続的に取組が進んでいる。その中で、食糧システムが及ぼす影響は、近年特に大きくクローズアップされている。

2011年に国際連合食料農業機関「世界の食料ロスと食料廃棄」に関する調査研究報告書において、世界の生産量の3分の1にあたる13億トンの食料が毎年廃棄されているとの調査結果がまとめられたことなどから、SDGs12.3には食品廃棄物削減目標が設定された。SDGsで「半減」の数値目標が設定されたことは、全世界で重く受け止められ、取組を加速することになった。

気候変動による食糧生産への影響が問題となる中、食料システムが気候変動に影響していることも問題となっている。IPCC気候変動と土地報告書¹は、世界の食料システムに関連するGHG排出量は、人為起源の総排出量の21~27%と大きな割合を占めていることを指摘した。また、気候変動による間接的な影響だけでなく、現代のフードシステムによる直接的な生物多様性の損失も指摘されている²。

にもかかわらず、現在、生産されるすべての食料のうち25~30%が廃棄され、温室効果ガスの排出増をもたらしており、2010~2016年の間、世界全体での食品ロス・廃棄は、温室効果ガス総量の8~10%を占めるとされる³。また、世界には、先進国のみならず、途上国において、肥満の問題も記録的なレベルにあり、世界の約20億人が、糖尿病など食生活に関連した病気に苦しんでいるとされる。その一方、93カ国で十分な食事がとれない9億5700万人がいる³。栄養過多と栄養不足という、この栄養不良の二重負荷は、世界共通の問題となっている⁵。

こうした地球環境の持続可能性と人の栄養不良の二重負荷は、短期的にも長期的にも、健康や幸福に深刻な影響を及ぼす。裏返せば、その影響は、時間軸と空間軸で食の不均衡が生じている問題にも通じると考える。そして、食品ロスの問題はしばしばどちらに基軸を置くかによって、対策を講じても批判されてしまう。

まず、時間軸で考えれば、将来にわたって、今余剰を廃棄するほどに捨てていることで気候変動などの問題につながり、地球環境に負荷をかけすぎて将来の人が健康に暮らせなくなってしまうかもしれないという問題がある。

私たちの食糧システムは、過去数十年にわたり、「持続可能性を損なう（無視する）ような過度な効率性追求」というパラダイムによって形成されてきた。政策と経済構造は、これまで以上に多くの食料を低コストで生産することをめざしてきた⁶。時間軸で見た時には、将来世代の豊かさを犠牲にしない政策が求められる。

また、一部の国々にとって安価な食糧の消費拡大が問題になっているのに対して、十分に消費できない国々がある⁵。今という点で時間を捉えて、一つの地球という空間を共有しているものとして、倫理的には1人1人の命の尊厳は平等であるべきであるが、貧困によって食に課題を抱え、栄養不良に直面する人がいる一方で、捨てざるを得なかったり、即時的な食料へのアクセスによる肥満のために健康に害を生じたりする人がいるという点である。

昨今、気候変動がこうした健康格差を悪化させる可能性があることから、途上国と先進国、国内の脆弱なコミュニティへの影響を考えることが必須となっている⁵。食の問題を、健康や福祉などWell-beingに関わる人権と社会正義の観点から空間軸で捉えるなら、私たちは、いかにすれば公正な社会を作ることができるのかという

問いに直面する。対策としては、シェアリングなどが考えられ、海外ではフードバンクなどのフードシェアリングが公的な地位を占めている。

気候変動など地球環境が危機にある今、時間空間的なリバランスを考えることが求められている。今こそ、より良い公正な社会をめざすなかで、食糧という地球の恩恵をできるだけ公平に分かち合うことが求められている。

2 日本の食品ロスと相対的貧困

日本においては、食品廃棄物の再生利用等(発生抑制、再生利用、減量化)に取り組むことを目的に「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」が平成 13(2001)年に施行され、その後「食品リサイクルループ」といった画期的なスキームを普及させながら食品廃棄物の減量とリサイクルに取り組んできた。

そのような取り組みの中で、本来まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」が問題となり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称「食品ロス削減推進法」)が令和元(2019)年 5 月 31 日に公布、同年 10 月 1 日施行された。また、SDGs を踏まえ、家庭系、事業系共に食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに半減する目標が設定されている。

食品ロス削減推進法は、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」としている。日本の相対的貧困率は平均して 15.4%(2019 年国民生活基礎調査)、こどもの貧困率は 13.5%で子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあるとされ、先進国でも高水準となっている。特に、世帯類型別では、母子家庭など大人 1 人で子どもを育てる世帯の貧困率は 48.1%に上っている。

そのため、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 25(2013)年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌 26(2014)年 1 月に施行された。また、令和元(2019)年の改正では、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざす、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するとされている。

コロナ禍や気候変動に伴う今後の自然災害などのリスク⁶は、貧困や格差が見えにくい日本の社会においても、今後生じるたびに不平等や支援の必要性という問題を露呈するが、こどもたちは自力で自分の置かれた課題を解決することができない。これからの社会を担う子どもたちの未来を守る持続可能性への約束と今生きる子どもたちを救う責任は、これまで、そして今豊かさを享受している大人に課せられている。

1 2019 年 8 月に「気候変動と土地：気候変動、砂漠化、土地の劣化、持続可能な土地管理、食料安全保障及び陸域生態系における温室効果ガスフラックスに関する IPCC 特別報告書 (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/112200.pdf>) は、世界の食料システムに関連する排出量は、人為起源の総排出量の 21~27%と大きな割合を占めていることを指摘した。

2 生物多様性 <https://www.unep.org/resources/publication/food-system-impacts-biodiversity-loss> ,

https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/2021-02/2021-02-03-food-system-biodiversity-loss-benton-et-al_0.pdf

3 Mbow, C., Rosenzweig, C., Barioni, L. G., Benton, T. G., Herrero, M., Krishnapillai, M., Liwenga, E., Pradhan, P., Rivera-Ferre, M. G., Sapkota, T., Tubiello, F. N., & Xu, Y. (2019). Chapter 5. Food security. In Climate Change and Land: An IPCC special report on climate change, desertification, land degradation, sustainable land management, food security, and greenhouse gas fluxes in terrestrial ecosystems. Intergovernmental Panel on Climate Change. https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/sites/4/2021/02/08_Chapter-5_3.pdf

4 首相官邸 HP https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2021/1207eiyou.html

5 Food Systems Summit 2021 <https://www.un.org/en/food-systems-summit/news/2021-going-be-bad-year-world-hunger>)

6 UNEP <https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/our-global-food-system-primary-driver-biodiversity-loss>

7 菅内閣総理大臣は 2020 年 10 月 26 日の所信表明演説において、日本が 2050 年までにカーボンニュートラル脱炭素社会の実現をめざすことを宣言した。食と環境のつながりについても、今後さらに対策が必要となっている。一方で、海外で議論されるような気候変動と不平等の問題は見えにくい。

3 食品寄贈に関する考え方

(1) 持続可能性と子どもたちの食の不安(Food Uncertainty)を取り除くことをめざして

弊会は、コロナ禍で始まったオンラインでの勉強会をきっかけに、当初は食品ロス削減と子どもの貧困の同時解決をめざし取り組み始めた。しかし、プロジェクトに着手すると、“食品ロスを解決する(食品を廃棄しない)”という点と“食品を足りない方に寄贈する”というの似ているようで大きく異なっていることが明らかになった。食品ロスはサプライチェーンの各段階で発生しているが、発生していること自体が批判されてしまう。一方、それらをさらに寄贈に回すことにも「福祉はごみ箱ではない」という批判もあれば、受け取る側や支援する側にはもったいないから寄贈に回すことに賛成の意見まで様々ある。モラルの問題は各々主張がある中、もちろん、弊会がめざす寄贈は、大量生産・大量販売、そしてともすると大量廃棄を前提とする持続可能ではないビジネスモデルの単純な延長上にある大量寄贈ではない。その意味で、食品ロスになる食品を廃棄せずに寄贈することによって問題解決するということをめざしているわけではない点は明確にしておく必要があると考えている。 弊会が実施した海外事例調査でも、食品寄贈に関するヒエラルキーが以下のように示されていた(図1)。

(EU)



https://ec.europa.eu/food/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/food-waste-measurement_en

予防

- ・食品生産と消費を通じて余剰食品を発生させない。
- ・フードサプライチェーンにおけるFWの発生を防止する。

再利用(人間による消費)

- ・余剰食品を、安全衛生基準を遵守しながら、再流通ネットワークやフードバンクを通じて、食用に再利用する。

再利用(動物飼料)

- ・EC ガイドライン(EC,2018)に従った、食用に適さなくなった食品の飼料化

副産物の再利用/食品廃棄物の再資源化

- ・素材の分子結合の高い価値を維持したプロセスにより、i)食品加工からの副産物、ii)食品廃棄物を付加価値の高い製品に再生する。

リサイクル(栄養分の回収)

- ・コンポストや嫌気性消化の消化液など、低付加価値用途のFWに含まれる物質の回収

エネルギー回収

- ・エネルギー回収を伴うFWの焼却

廃棄処分

- ・エネルギー回収を行わずに焼却した廃棄物
- ・廃棄物の埋立処分
- ・下水処理場向け廃棄物原料・製品

(EPA)



食糧回収の階層

- 1 元を減らす(発生する余剰食品を削減する)
- 2 困っている人に差し上げる(余剰食品をフードバンクやチャリティの食堂、シェルターに寄贈)
- 3 飼料化(食品廃棄物を家畜のえさにする)
- 4 工業利用(精製や燃料化のための廃油、エネルギー回収のための食品廃棄物を提供)
- 5 たい肥化(土壌改良材を作る)
- 6 埋立/焼却(最終手段)

<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/reduce-wasted-food-feeding-hungry-people>

図1 食品廃棄物の優先順位

日本では、現行法制上、食品に関しても廃棄物と同じ基準で「Reduce(発生抑制)」「Reuse(再使用)」「Recycle(リサイクル)」としてしか考えられていない。

ここで、改めて「食品寄贈」とは、何か。EUの食品寄付に関するガイドライン([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC1025\(01\)&from=PL](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC1025(01)&from=PL) p4)は、食品事業者が無料で提供する食品の回収・再分配を対象とするとしている。食品の再分配とは、廃棄される可能性のある余剰食品を回収し、収集し、人々、特に必要としている人々に提供するプロセスであるとされる。食糧損失と廃棄を防ぎ、食糧安全保障を促進する活動の一環として、食糧農業機関(FAO)の学際的なチームは、「人間が消費する安全で栄養のある食糧のための回収と再分配」の定義を以下のように提案している。

「人間が消費するための安全で栄養価の高い食品の回収」とは、食料システムの農畜水産業のサプライチェーンから、本来なら廃棄されるか無駄になるはずの食品(加工、半加工、生)を、支払いの有無にかかわらず受け取ることである。人間消費のための安全で栄養のある食品の再分配」とは、受け取った食品を保管または加工し、適切な安全、品質、規制の枠組みに従って、直接または仲介業者を介して、支払いの有無にかかわらず、食品を摂取するためにアクセスする人々に分配することである。

このうち、食品寄贈とは、基本的に無償での食品の再分配を指し、日本では余剰食品に限らず、正規品も含まれる。そして、現行法制度上、この食品寄贈は食品企業にとってコストとリスクが大きく、容易ではない。

しかしながら、コロナ禍での現状を踏まえ、弊会はこれまで消費者庁、日本財団からの支援を受けて、こどもスマイリング・プロジェクトや食品寄贈に取り組んできた。これらを通じて、食は誰かの幸せにつなげることができていることが実感できていること、同時に、乳幼児を含むこどもの欠食や飢えといった人間の尊厳に関わる深刻な問題が現在各地で起きていることに目を背けることはできないことが、会員企業をはじめとする参加者間で実感として共有されてきた。

そこで、地域に貢献しようとする企業が自らできることに挑戦する、また、食品は、大切な生命をいただき、様々な人によって誰かのために作り届けられるものであるから、誰かの命につなげていく、そうした理念を食品寄贈を通じて実現していきたいと考える。

食品ロスをこれからどうするかという根本的な問いは残っているが、理念に賛同し行動する企業と手を組んでいきたいと考え、まずは会員企業間でこうした社会問題を考え、専門家の意見を聞き、先駆的に取り組んでいる会員企業の事例に関する情報を共有し、寄贈にまつわる課題等を話し合っていくことから始めた。

その検討の中で、現行の食品寄贈に関する法制度上、様々な課題も浮かび上がってきた。

(2) 今後の展望

今後は、様々な論点に会員企業、食品産業はじめ多くの方々の意見を聞きながら、食品産業のための具体的な食品寄贈に関するガイドライン（以下、本ガイドラインと言う。）策定に向けてさらに検討していきたい。

ガイドラインとは、information intended to advise people on how something should be done or what something should be: 「何かがどのように行われるべきか、あるいは何かがどうあるべきかを人々に助言するための情報」であると定義されている。

(<https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/guideline>)

弊会は、さらに企業間連携による参加任意のサステナビリティスタンダード形成の一翼を担い、本ガイドラインの標準化・規格化をめざしていく。

規格には、以下の3つのタイプがある。

- ・タイプ① 互換性規格： 明文化することで、同じルールで安心して取り組みができる
- ・タイプ② ものさし（評価基準）の規格： 無理のない基準を決めることで、悪質的参入を食い止める
- ・タイプ③ 社会課題からのニーズ定義規格： 特定の社会課題を解決するための必須条件

弊会が必要と考える本ガイドラインは、第一義的にはタイプ①の規格、すなわちめざすプラットフォームとして同じ意志のもと活動を進められる拠り所となることをめざしている。

4 本ガイドライン検討の基本的な考え方

食品企業が寄贈に取り組む際に、共通の視点を持って寄贈やそれに伴う手続きやリスクをより予測しやすくし、より安全で品質を保つことができるために発行し、使用することができる、一定のルールが必要である。本ガイドラインの検討は、最終的に食品産業事業者の寄贈に関する新たな取組の後押しとなり、行政が方向性を示すルールを作る際の参考としてもらうことを目的とし、それによって食品寄贈が選択肢の一つとなり、標準化することに資することをめざしている。

(1) 目的、位置づけ、使い方

近年、経済格差によって食料品へのアクセスが困難になるなど食生活への影響が懸念される人が増えていることから、様々な支援が求められている。また、本来食べられるのに廃棄されている食品への関心の高まりから、食品寄贈の環境整備が喫緊の課題となっているが、食品による健康被害が生じないよう安全を期して提供するためには、通常のサプライチェーンとは異なり、ボランタリーな活動を行う提供先との信頼関係の構築から実際の提供、提供後に考えられるリスクへの備えなど、寄贈者には様々な責任が課されている。

現状、食品寄贈を受けるフードバンクには、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf)をはじめとする各種ガイドラインが存在しているが、寄贈者側の食品産業にはルールが示されていない。

このような現状を踏まえ、弊会では、日本財団助成事業「こどもスマイリング・プロジェクト」の中で、「食品寄贈に関する検討会(※)」を立ち上げ、業界内の自主的なガイドラインを策定することをめざし、2021年10月より検討を進めてきた。

その中で、以下のようなことを目的として、ガイドラインを策定することとし、時間とリソースが限られている中、必要に応じて専門家やステイクホルダーにヒアリングを行っていきたいと考えている。

- ① 共通の規格のもとで安心して寄贈ができる方法を示すこと
- ② 寄贈する側・受け取る側も守ることが必要な事項を一機貫通で示すこと
- ③ 寄贈した後も、ガイドラインに沿うことが約束されること

当初、年度内に自主ガイドラインを策定することとしていたが、関係者間の合意形成に資するため、本報告書は、今年度の検討の中から浮かび上がってきた主要な論点、今後の検討課題を整理した報告書とすることとした。今後策定するガイドラインを関係者間の意見を十分に反映したものとしてまいりたいので、各方面から様々な意見をいただければありがたい。

(2) ガイドラインの構成

ガイドラインは、以下のような構成とすることが考えられる。第1章は、本ガイドライン策定の背景、目的及び本ガイドラインの基本方針を整理する。第2章は、用語の定義、第3章は一般的に必要な手続き、第4章は品目ごとの食品安全基に関して留意すべき点をカバーした手続きを整理する。品目には、食材となるもの、パンやお弁当などすぐに食べられるものなどを考慮する必要がある。第5章は、食品寄贈に向けた本ガイドラインの活用や留意点を解説する。なお、本ガイドラインで取り上げる手続き等は例示であり、実際には事例ごとに検討し、寄贈の実態に即した十分な調整を行う必要がある。

また、本ガイドラインで取り扱う食品寄贈に関して、社会的必要性は今後も増してくることが考えられるため、新たな法制度等の整備状況や意見等を踏まえて、随時見直しを図る必要がある。

1. 背景と目的と基本方針
2. 定義
3. 一般手続き
4. 品目ごとの安全配慮事項と固有手続き
5. 本ガイドラインの活用と留意点

II 各論:めざすガイドラインの内容について検討した事項

本ガイドラインには、基本要件となる、主体の定義、責任の明確化および本ガイドラインの活用方法などについて明記すべきであり、その内容についてさまざまな検討を行った。

1 対象となる主体の整理

ここでは、本ガイドラインの適用範囲を主体(主体)別に主体まとめる。

寄贈者の定義について

寄贈者は、寄贈者側の組織が善意に基づきこのガイドラインを使うと決めた段階で、その組織が寄贈者となる。商品別にしたい場合、寄贈組織が商品を自ら限定する。寄贈者は、個人または組織で、食品の生産・加工製造・流通(商社、卸売、市場)・外食・販売(小売)・再流通の各主体、食品産業以外の者もあり得る。

本ガイドラインを使用する者は、主に弊会の会員企業である卸売業、外食、小売業を対象とし、受贈者側はこどもスマイリング・プロジェクトで連携先としたこども食堂を中心に想定して検討していく。

なお、食品小売業には様々な形態があり、本会会員企業・団体も、(レギュラー)チェーン、フランチャイズチェーンといった多店舗展開をしている者がある。そのため、チェーン店では直営店となるが、フランチャイズチェーンでは、寄贈者は本部と加盟店の2パターンが想定されるため、本社と加盟店(フランチャイジー)間で、加盟店が自店の商品を寄贈することについて、その商品がどういう状況にあるものか判断する際の基準となるものなど、寄贈元主体毎の対応ルール形成が必要となる。

受贈者側の定義について

受贈者側には、社会福祉協議会、フードバンク、子ども支援団体などの受贈者支援組織が想定される。弊会ではこれまで寄贈できる食品を限定しないためにフードバンクを介さない寄贈にのみ経験がある。しかし、今後は連携先を検討していくことが必要となり、これまで子どもスマイリング・プロジェクトを通じて関係構築に努めてきた下記に示す③の子ども支援団体への寄贈を想定している。

- ① 社会福祉協議会 社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のことを指す。昭和 26 年(1951 年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されている(<https://www.shakyo.or.jp/recruit/about/index.html>)。
- ② フードバンク 包装の印字のズレや外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが通常の販売が困難な食品を食品メーカー等から引き取り、福祉団体や地方自治体の福祉担当部署、生活支援を必要とする個人などに譲渡する。(農林水産省「フードバンク活動を行う団体フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf)。
- ③ 子ども支援団体 「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂のこと。「地域食堂」「みんな食堂」という名称のところもある。子ども食堂は民間発の自主的・自発的な取組みで、子ども食堂を運営する方たちや応援する団体を想定している(<https://musubie.org/kodomosyokudo/>)。

海外事例 I・OFS マニュアル参照

食品寄贈に関しては、様々な海外事例を収集し、参考事例としてまとめた。報告書内では、コラム的に要所所で紹介していくこととする。アメリカの飢餓救済組織である Operation Food Search(オペレーション・フード・サーチ/OFS)は、フードバンクを「業界と適切な規制基準に基づき、寄付された食品や食料品を収集、受領、在庫管理、分配する非営利組織」であると定義している。

2 対象となる食品の整理

食品寄贈ガイドライン検討会では、最終的な理想は持ちつつもまずは目先の課題をクリアし、寄贈を増やすため、寄贈する側のみではなく、受け取る側も含めた双方の理解と協力が必要となることを前提としつつ、対象となる食品を現在寄贈が行われている食品以外へ拡大することを視野に検討した。

(1) 対象となる食品について

寄贈を増やすためには、寄贈する側のみではなく、受け取る側も含めた双方の理解と協力が必要となる。食品寄贈ガイドライン検討会では、最終的な理想は持ちつつもまずは目先の課題をクリアし、対象となる食品を現在寄贈が行われている食品以外へ拡大することを視野に検討した。

(1) 食品の種類・数量・状態(期限)について

現在および今後、寄贈の可能性のある商品を表1に分類した。

表1 寄贈の可能性のある食品の主な種類

	特徴	常温品		冷蔵・冷凍
業務用	・個包装ではなく量が多い ・アレルギー表示がない	・調味料 ・加工食品 ・野菜、果物など		・外食用チルド商材 ・半調理製品 ・肉、魚、野菜、果物など
一般家庭用	・余剰となるものは限定的 ・各小売店舗では少量	<物流センター> ・余剰在庫 ・棄損品など	<店舗> ・特売品・ 季節商品 ・棄損品など	・パン・惣菜・弁当など
防災備蓄食品	・長期保存・包装が厳重	・乾パン、クラッカー ・主食（アルファ米等） ・缶詰、レトルト食品		

現状寄贈されている食品は、一般家庭用の常温品の一部と防災備蓄食品などが主流となっている。しかし、条件等が整えば寄贈の可能性のある食品としては、業務用、一般家庭用、防災備蓄食品の3種類、それらについても常温品と冷蔵・冷凍のものがある。

今後、さらに寄贈される食品の量を増やしていくためには、対象となる食品の取り扱いを定め、三温度帯管理の必要な食品などこれまでルール作りが難しかった食品についても取り組んでいき、適切に寄贈できる方策を築いていく必要がある。また、受け取る側の品質や安全管理能力に関してもルール化し、寄贈する側・受け取る側も役割と責任を明文化して、約束していく安心して寄贈できる仕組み作りに取り組むことが重要である。

さらに、どこまで受け取れるかなど詳細の部分は双方の関係性・合意によるが、例えば、外装が破損した場合にも品質が保たれているか、また、それをどのように判断するか等についても言及する必要がある。

海外事例1・OFS マニュアル参照

前述のオペレーション・フード・サーチオペレーションマニュアルは、食品安全を保つ封として、容器の種類ごとに安全性を確認できる形状を写真入りで説明している。

海外事例5-2・EU 食品寄贈のガイドライン 食品加工・食品小売企業参照

寄贈可能な食品の範囲として、「完成品、半完成品、余剰原料も寄贈に適している。」としている。

(2) 食品表示について

食品表示に関する海外のガイドラインを調べた結果、食品寄贈に関する食品表示に関する主な論点は3つあった。

1 点目は、特定原材料を含む食品に関する基本的な表示の問題、2 点目は期限表示（賞味期限と消費期限）の問題、3 点目は印刷ミス等により表示が正しくないが、食品としては全く問題がないものの寄贈についてである。また、食品安全等の責任を果たすための情報の移転のあり方についても、ガイドラインの中でどのように記載していくか検討が必要である。

基本的に、食品は、名称、内容量、原材料、期限、製造者、保存方法などが表示やマークから読み取れる。しかし、業務用加工食品に必要な表示項目は、食品表示基準第10条に定められており、原則、食品表示基準第3条及び第4条に従い表示することになっている（この場合において、別表第4に掲げられている個別の食品に係る表示方法の規定は適用されていない）。

例えば、こども食堂において食品を飲食の用に供するのか、そのまま受け渡すのか、それとも加工するか、によ

って表示義務が異なってしまうことが考えられる。現行法の中で何がどこまで寄贈の対象とできるのかについても明らかにしていく必要がある。

<参考>特定原材料(表示義務あり)

えび,かに,小麦,そば,卵,乳,落花生(ピーナッツ)

特定原材料に準ずるもの(表示は推奨)

アーモンド,あわび,いか,いくら,オレンジ,カシューナッツ,キウイフルーツ,牛肉,くるみ,ごま,

さけ,さば,大豆,鶏肉,バナナ,豚肉,まつたけ,もも,やまいも,りんご,ゼラチン,アーモンド

また、寄贈される食品に関する情報についても、今後品目拡大を考えていくうえでは、どのように提供していくのかなどと合わせて検討をしていく必要がある。

さらに、業務用個包装のものを家庭で使用する際に、プラマーク記載がないなど容器リサイクル法に関する表示についても確認が必要となるが、本ガイドラインでは当面は安全安心な寄贈を目的として、この問題は今後の課題とする。

海外事例4 WRAP 再配布の表示ガイド参照

WRAP、Food Standards Agency、Defra が作成したこの文書は、余剰食品を安全に再流通させるために必要な、日付表示と保存方法について説明している。その目的は、食品事業者が再流通のために利用できる食品の量を増やし、受け入れ先の組織に受け入れてもらうこととしている。

海外事例5 EU ガイドラインI(食品の寄付に関するEU ガイドライン(2017/C 361/01))参照

最終消費者に提供される情報について、EU のガイドラインでは、「最終消費者に提供される包装済みの食品については、EU の規則により、すべての必須事項を包装またはそれに添付されたラベルに記載することが求められている。表示に不備のある食品が再流通前に再表示できない場合、食品情報に責任を持つ食品事業者(第8条(1)参照)は、再流通組織および/または慈善団体が最終受益者への食品情報提供に関する義務を確実に果たすことができるよう、必要な情報をすべて提供しなければならない。一部の加盟国では、たとえラベルに直接情報が記載されていなくても、最終受益者が必要なすべての情報(第9条第1項参照)にアクセスできるようにしながら、本来ならば廃棄されてしまう安全で食用可能な食品を確実に再分配できるようにするためのガイダンスを提供している。しかし、ラベルの誤りが公衆衛生に影響を与える可能性がある場合(例えば、アレルギーの存在に関する情報に関連する)、加盟国は、寄付を行う前に当該製品のラベルに誤りを修正することを要求することができる。」としている。

海外事例6 EUガイドライン参照

寄付を目的とした食品は、ラベルに記載されている「使用期限」を過ぎてから配布したり消費したりしてはいけません。ただし、ラベルに「賞味期限」が記載されている食品の場合は、食品の安全性に直接影響しないため、以下の条件に当てはまる場合は、賞味期限を過ぎた製品でも食品寄付の目的で配布することができる。

- (a) 包装材の完全性／健全性が損なわれていないこと（例：破損、開封、結露などが無いこと）。
- (b) 必要な温度およびその他の条件に従って、食品が適切に保管されていること（例：-18℃でのデュープフリージング、または乾燥保管）。
- (c) 食品の寄付を目的として賞味期限が切れる前に冷凍保存された食品の場合、冷凍保存の日付に関する情報（場合によってはラベルに記載されていることもある）を確認すること。
- (d) 食品が依然として人間の消費に適していること（例：有機的に許容され、カビや腐敗がないことなど）。
- (e) その他の重大な食品安全または健康リスク（例：放射能）にさらされていないこと。

どのような場合でも、元の「賞味期限」が見えるようにしておき、提供者と受領者がその食品の再配布や消費について自分で判断できるようにする。

食品の残りの賞味期限は、食品寄付のために製品を送るときと受け取るときの両方で評価されなければならない。

3 寄贈のプロセスと適応範囲

食品寄贈には、フードバンク等の中間組織を通して寄贈する場合と、食品寄贈者が直接受贈者支援組織に寄贈する場合の2つのパターンがあると考えられる。弊会では、こどもスマイリング・プロジェクトにおいて、こどもスマイリング・プロジェクト実行委員会事務局が自ら中間組織としてマッチング等を行った経緯から、以下ではこどもスマイリング・プロジェクト事務局という「中間組織」としての機能を通じた寄贈を想定して考えている。

寄贈する前にしておくべき主な手続きとしては、こどもスマイリング・プロジェクトでの実績をもとに一例として、以下のように事前手続きと寄贈の2段階が考えられる。

(1) 事前手続き

事前手続きにおいて、寄贈者は、中間組織を通じて受贈者支援組織と事前に協議し、条件を明らかにしたうえで、必要に応じてメーカー協議を行い、寄贈の意思決定を行う。その後は、寄贈する食品に関する情報をできるだけ早く中間組織に伝え、寄贈先を決定する（図2）。

受贈者支援組織は、食品の種類に応じて、期限、取り扱い、保管・保存方法などを確認し、自組織の需要能力や受贈者のニーズに応じた対応を検討し、中間組織に希望を伝える。

マッチング完了後は、同意書の締結に向けて協議し、寄贈を受けた後まで約束を守るように双方が努め、安心安全な寄贈を通じて相互の信頼関係を築くプロセスを積み重ねていく必要がある。

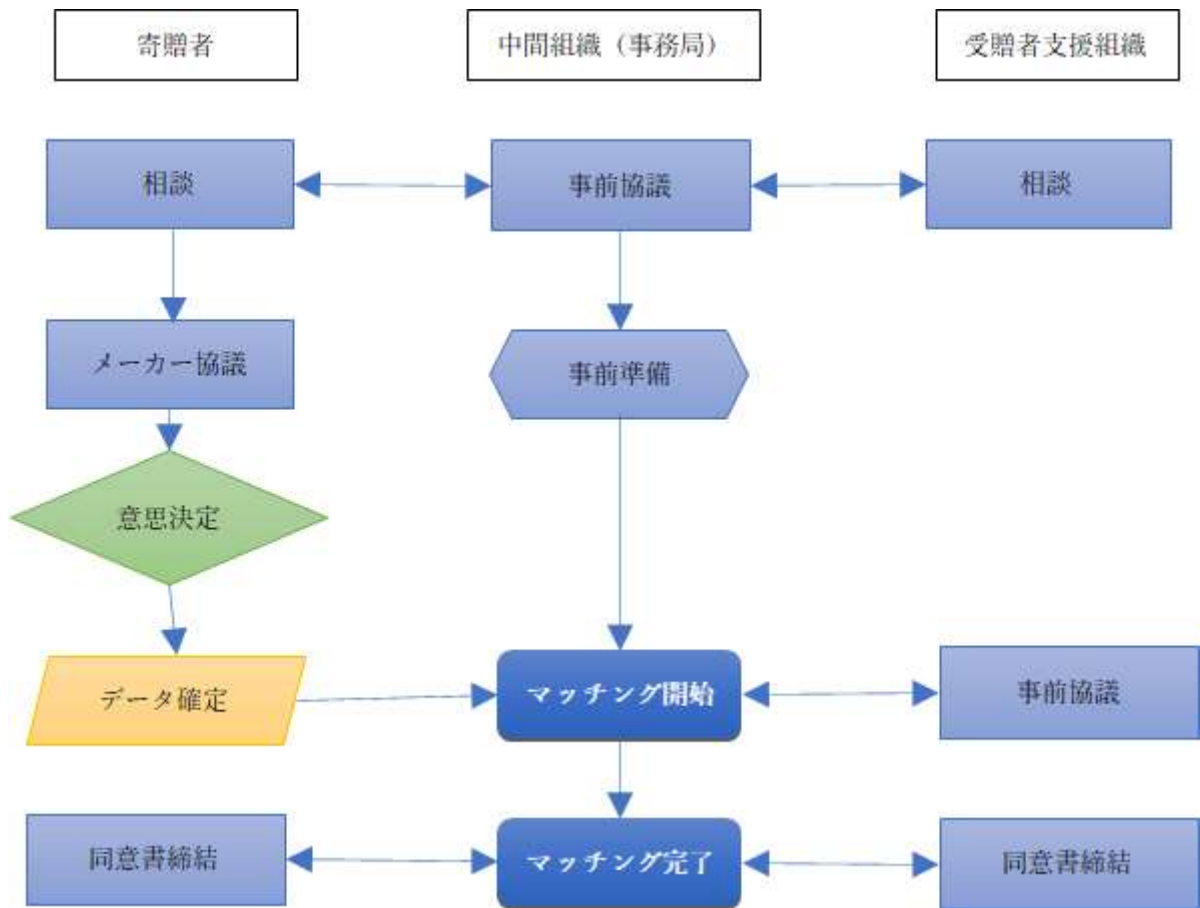


図2 事前手続きのフロー

(2) 寄贈

寄贈の段階において、寄贈者は、寄贈する食品の取り扱いにおいて適切な手段を用いて受贈者支援組織に届ける必要がある。また、受贈者支援組織は、受け取った食品を適切に取り扱い、受贈者に提供又は配布することが求められる。さらに、その実績を中間組織を通じて寄贈者に報告することが望まれる(図3)。

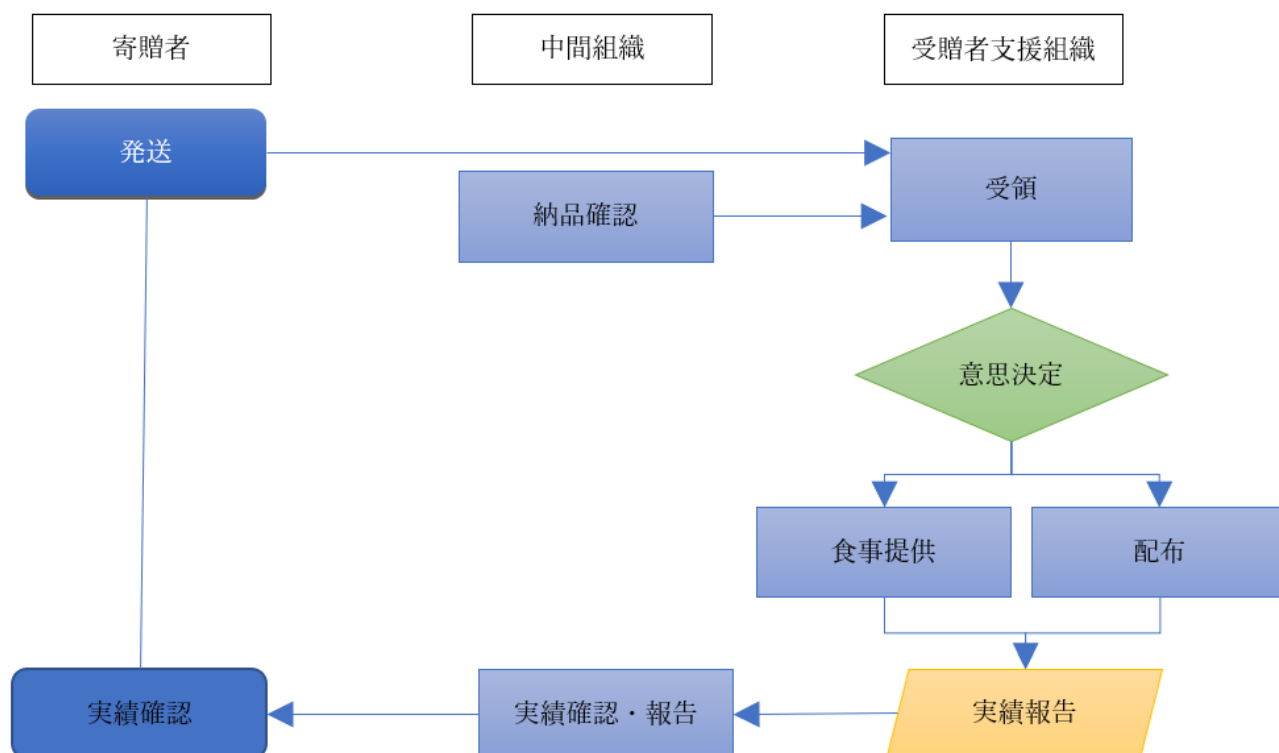


図3 寄贈のフロー

(3) 合意形成プロセスにおける検討事項

検討会の議論の中で最も議論が必要だったのは、寄贈者側の意思決定において発生しうる「寄贈者はだれがなりうるのか」という点である。これは、寄贈される食品の所有権の問題と免責、寄贈後のトラブルがあったときにブランド棄損が生じるかもしれないというリスク、商取引の問題などがあり、一概に決められないため、ケースバイケースで考える必要がある。

また、寄贈される食品には、加工製造業の自社製品であるナショナルブランド(NP)商品と小売業が独自に企画して自社店舗で販売するプライベートブランド(PB)商品がある。また、ナショナルブランドでも特定小売向け専用商品というものがある。寄贈商品の分類や所有権によっても異なり、メーカー等との商品売買契約上も、基本的には店舗で販売することが前提となっているため、寄贈の取り組みを拡大するには、そもそもの売買契約からも見直すことも必要となるかもしれない点は、今後も検討が必要である。

大きく分けて、表2のようなケースが考えられるが、いずれにしても寄贈を決定する者と所有権を有する者が異なる場合があり、現時点では、免責の問題や信義則上、最終的にメーカーの同意を得る必要がある可能性が高いのではないかと考えている。

表2 合意形成プロセスで想定し得るケースの分類

		メーカー	卸売業	小売業
NB	所有権	○	返品の場合は所有権がメーカー	
	寄贈者	同意	○	○
PB ケース1	所有権	○		
	寄贈者	○		同意
PB ケース2	所有権			○
	寄贈者	同意		○

今後は、寄贈者も様々な立場があるため、それぞれの立場に応じて設計していく、またこうすればうまくいくという事例も入れながら、寄贈者側が誰か、所有権がわかるように整理しながら、より安全安心に善意を届けられるプロセスについての推奨事項を検討していく必要がある。

(4) 受け取り側の情報の事前共有

事前に共有する情報には、寄贈者側は品目、数量、賞味期限、ロット(荷姿)、期限が短い場合の留意事項などがあり、受贈者支援組織には、受け入れ可能な数量、こども食堂開催日時、荷捌き場所の有無等がある。

寄贈を適切に行うには、事前に寄贈する側と受け取る側との円滑なマッチングが重要である。受け取る側に、事前に保管場所の調整をしていただくなどのため、どのくらいの量の食品が届くか、必要な情報を早めに共有できることが望ましい。しかし、現実には直前にならないとわからないこともある。また、商品提供時に複数の賞味期限がある場合は、数量のカウントが大変なため、一番近い日程のみの記載でも寄贈可能かなど、受け取る側の管理を確認することも必要となる。

マッチングには、こどもスマイリング・プロジェクトの掲示板を活用することも可能であるので、活用を検討していけると良いが、特に寄贈者側にはまだハードルが高く、今後の課題となっている。

(5) モデル合意書

モデルとなる同意書を作成し、締結する上では、主語(甲乙)を明確化し、下記項目について確認し、合意形成する(以下参照)。

<モデル合意書に盛り込むべき内容>

- ・こども支援団体の意向
- ・運搬・受け取り方法
- ・同意書の取り交わし
- ・期限の遵守
- ・体制(合意事項の遵守範囲など)
- ・食品安全に関する責任の移行

<こどもスマイリング・プロジェクト>

(継続的な寄贈の場合)

食品の提供に関する合意書 (食品提供事業者・こども食堂活動団体)

こども食堂活動団体 (以下「甲」という。) と寄贈者 (以下「乙」という。) は、甲が乙から提供される食品 (以下「提供食品」という。) を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

1 食品の提供

乙は、甲と協議し、提供する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、甲と合意の上、甲に対しこれを提供するものとする。

2 提供食品の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令に適合 (消費期限又は賞味期限内であることを含む。) する食品であることを確認したうえで、当該食品を甲に提供するものとする。

3 こども食堂活動団体における提供食品の品質管理

甲は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、提供食品の甲からの受取先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

4 こども食堂活動団体における転売等の禁止

甲は、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

(2) 乙から提供食品を受領したことを WEB や SNS に投稿する等公表 (以下「公表」という) しないこと。また、提供食品の受取先に対し、公表させないよう周知徹底すること。

5 こども食堂活動団体における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

甲は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを 3 年間保存するものとする。また、乙が希望する場合、乙に対し、提供食品の利用・譲渡の結果について報告をするものとする。

6 責任の所在

(1) 乙は自社が有する食品を、第 2 条を遵守し、消費期限又は賞味期限内であることを確認したうえで、現状有姿のまま甲に提供することとし、甲は受領した提供食品の現状を十分確認・了承の上、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限を遵守することとする

(2) 食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは、乙の責めに帰すべき事由による場合は乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品の受取先の責めに帰すべき事由による場合は甲又は提供食品の受取先の責任とする。

7 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や 事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

8 提供食品の受取先の範囲

甲は、子ども食堂活動を通じて、直接個人に対して提供食品を子ども食堂で飲食させ、または無償譲渡するものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住所
名称
代表者名

Ⓜ

(乙) 住所
名称

代表者名

Ⓜ

海外事例I OFS マニュアル参照

寄贈同意書

オペレーションフードサーチは、食料の提供と供給を申し出ました。

食料品、および利用可能な関連アイテムを_____に、以下、「組織」と呼びます。

そのため、組織はここに次のように保証し、表明し、保証します。

1. オペレーションフードサーチと一次ドナーは寄付されたアイテムのいずれかまたはすべての消費に対する純度または適合性に関して、明示または黙示を問わず、いかなる保証または表明も明確に否認しました。
2. 受け入れられたすべてのアイテムが「現状のまま」の状態を受け入れられること。
3. 組織は、寄付されたアイテムの評価、取り扱い、準備、および給餌に関する十分なトレーニング、経験、専門知識を使用して従業員またはボランティアを活用し、安全かつ適切に判断、取り扱い、準備、および提供すること。
4. 組織は、上記のように職員の資格があるため、受け入れられたすべての品目の純度と人間による消費への適合性について全責任を負うものとします。
5. 組織は、最大限の嗜好性と鮮度を提供するために、できるだけ早く製品を提供または配布すること。
6. 組織は、オペレーションフードサーチおよび主要な寄付者を、法律上または衡平法上のあらゆる責任、請求、損失、訴訟原因、訴訟、または発生するあらゆる義務から無害にすることに同意するものとします。オペレーションフードサーチから提供されたアイテムの保管、配布、および/または使用に関連する組織による行為の、またはそれに起因するものに関して。
7. 組織は、オペレーションフードサーチが提供するアイテムを、病気の人、貧しい人、または子ども

たちの食事または支援のためにのみ使用すること。

8. 組織は、金銭、その他の財産、またはサービスと引き換えにオペレーションフードサーチが提供するアイテムを販売、販売、譲渡、または物々交換したり、礼拝サービスに参加したりする必要がないこと。
9. 組織は、オペレーションフードサーチによって承認されたシステムを利用して、受取人をスクリーニングし、適格であると文書化された者のみが使用できるようにし、食料品店の顧客に代替品を提供しないようにします。

署名者は、彼/彼女が組織の正式な代理人であることを保証します。その名前は以下に表示されます。また、彼/彼女の法的な署名により、この寄付契約の条件および制限に拘束されます。

POTENTIALLY HAZARDOUS FOOD HANDLING AGREEMENT

潜在的に害になりうる食品取り扱い契約

私はエージェンシーディレクターとして、エージェンシーを通じて貧しい人々に配布される食品の安全性に責任を負っています。

1. 私のエージェンシーのすべてのスタッフとボランティアは、食品の安全性の重要性を理解しています。彼らは、潜在的に害になりうる食品を安全に回収し、輸送し、処理し、保管し、配布する方法についての指導を受けています。
2. スタッフやボランティアが潜在的に害になりうる食品のピックアップを正常かつ安全に完了するために、適切な材料（クーラー、アイスパック、食品安全バッグなど）を提供します。少なくとも5つのクーラー（少なくとも27立方フィート）が、食品を覆うのに十分なアイスパックとともに私のスタッフとボランティアに提供されます。
3. 利用可能なクーラーに保管できるよりも多くの潜在的に害になりうる食品がドナーの場所にある場合は、ピックアップを行わないでください。私のピックアップドライバーはすぐにオペレーションフードサーチ（(314) 726-5355、内線0）に電話して指示を求めます。
4. 私のピックアップドライバーは、オペレーションフードサーチスタッフの明示的な許可なしに、この食品を私のエージェンシーサイトに戻す前に追加の停止を行うことはありません。
5. 華氏41度から140度の間の内部温度でエージェンシーの場所に到着する潜在的に傷みやすい食品は廃棄され、OFSスタッフは将来のピックアップで問題を修正するように通知されます。
6. 私は上記を理解し、私が代表するエージェンシーを通じて配布される食品の安全性を確保するために必要なすべてのことを行うことに同意します。

4 ガイドライン策定に当たっての課題

ガイドライン策定に当たっては、寄贈する食品の種類を大項目として遵守事項を並べる（温度帯、期限、取扱いなどによって）必要がある。また、共通事項として守るものは一般事項として整理していく。

(1) リスクマネジメント

ここでは、法令・免責の問題、ブランド棄損等について、事例やヒアリング結果をまとめる。

① 法令・免責の問題

寄贈に関わる法律について、誰がどのような責任を負うのか、詳しくは別紙で代表的な最低限の法規を紹介しており、参照してもらいたい。現行法上、日本では寄贈者の免責規定はないが、今後、食品安全の責任を分担しうる信頼できる寄贈の仕組みの整備と認定などと合わせて法や規定の整備が必要であると考えられる。

関連法

食品衛生法（厚生労働省）

製造物責任法

刑法

食品表示法

景品表示法

不正競争防止法

民法

○製造物責任

・製造者に該当し、製品の引き渡し時にすでに製造物に異物混入、細菌などの汚染があり「欠陥」があることが証明されれば、直接は契約当事者ではない被害者に対しても製造物責任を負う。場合によっては、被害者に寄贈した中間組織やフードバンク、子ども食堂からの賠償請求もありうる。

・直接契約のあるフードバンク、子ども食堂には贈与であるが、贈与により損害が発生すれば債務不履行、不法行為、PL法などによる損害賠償請求を負う。

・対策としては、異物混入、汚染などが問題になるので、責任を負わなくて済むように商品の状態をしっかりと管理・記録し（温度など、マニュアルにある通り、など）、立証できるようにしておく。食品関連法規を順守するのは最低限のこと。

・消費期限が近いということ自体は「欠陥」ではない。引き渡し時に安全性を欠く状態だったか（例えば細菌が付着しているかどうか）が問題。

・引き渡し後に発生した欠陥については、製造物責任は負わない。

○契約当事者間の契約責任

・契約で責任を制限できるかについては、契約当事者間での責任分担の明確化はできる。

ただし、第三者（最終消費者？）との間には効力はない。ただし、責任追及された後に求償はできる可能性がある。

X（寄贈者）→Y（中間支援組織等）→最終消費者

・フードバンクが消費期限等の取り扱いに関する関係法令を遵守、提供先にも順守させる責任がある。

・安全性に関する責任は、提供側の原因で発生か提供後かで責任主体を分けるべきである。

・フードバンク側と覚書きを結ぶことで、最終責任の所在の明確化をする。ただし、第三者からの責任追及は回避できない。

・輸送コストの負担は、保管・配送している間の品質保持のためと考えると良いのではないかと考える。温度管理や衛生管理が重要、安全性の確認までが重要である。

・直接フードバンク等に寄付の場合も責任に関する事項や期限内に食するなどの周知を徹底すべき。特に、子ども食堂との間にも覚書を結び、子どもの食べ物には注意が行き届くように配慮が必要。

② 転売リスク

転売（販売）、物々交換、譲渡、その他の商業サービスのために提供しないことを盛り込む必要がある。

また、海外のガイドラインの事例には、寄付された製品でボランティアに報酬を支払っているように見えるので、直接的に国税庁から違反をみなされるとして、ボランティアによる寄贈品の使用の禁止も記載されている。

③ レピュテーションリスク

食品寄贈をしても批判されてしまうことがあり、寄贈自体は一定の社会の批判があっても実施すべきと考えられるが、協力いただいた他の企業、団体との関係から、寄贈を受けた側の方たちが SNS にアップしないことが重要になる場合がある。

寄贈を受ける側が関係者一人ひとりに対して、SNS に投稿を控えるよう徹底して周知することは難しいが、SNS や WEB での一般開示に関する取り決めの項目を追加し、ガイドラインでは「禁止」を含めて合意書に記載し、事前合意する旨を記載する必要がある。

(2) コストマネジメント

ここでは、企業側負担の考え方を述べる。

現状、企業が食品を寄贈するかどうかを検討するうえで比較対象となるのは、廃棄した時のコストとの比較である。また、そのために費やす労力・時間といった要素は数値化され得ない。

一方、食品安全に関するリスク以外にも、次のようなコストの検討が必要と考えらえる。

① 輸送コスト等

食品衛生法では、輸送業、常温倉庫については、その業態を「顧客（荷主）との契約や約款により食品を取り扱う営業」と規定されている。そのため、通常運送業が実施する場合は、「衛生管理の責任は荷主側にあり、荷主が保管・運搬の部分も含めて計画を作成する」とされ、一般的に衛生管理は荷主との契約に基づき個別に実施されているが、他社の製品・商品などを運賃をもらわずに運ぶ場合は、運送業の許可が不要となっている。

こういった場合、三温度帯対応可能な物流業との連携は望ましいが、現実的にコスト負担やドライバー・車両の確保などが課題となる。例えば善意のボランティアに有償で輸送してもらうことは可能かどうか、寄贈者との関係も合わせて検討していく必要がある。

② 冷蔵・冷凍庫の設置

現状、子ども食堂等寄贈を受ける施設に業務用冷蔵冷蔵庫の設置が難しいケースが多い。今後、三温度帯管理の食品寄贈に取り組む際には、企業側のコスト負担の可能性についても検討が必要な課題である。

③ 会計上の取り扱い（チェーン店／フランチャイズ店）

寄贈する食品は、会計上どのような取り扱いにしているかについては、各社が模索している状況である。食品寄贈に関して、SFA 会員企業等を実施した食品寄贈に関するアンケートにおいて、廃棄や寄附金処理との答えが多かったが、その他が多くなっている。その他としては、取り扱う食品によって判断する場合や、販売促進費としている、サンプル品や店頭の商品ドライブで会計処理がない場合、といった回答もあった。

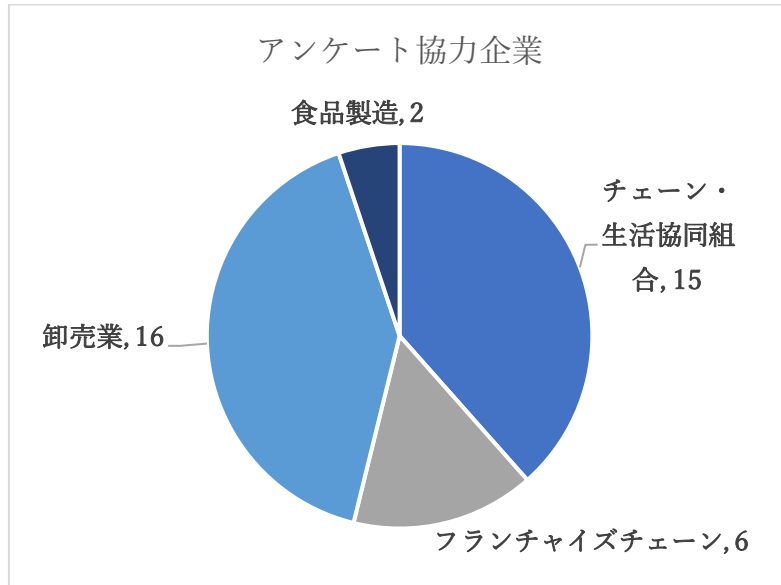
④ 食品提供にまつわる税制上の取り扱い

日本には、食品寄附に特化した税制優遇（寄附者が食品の寄附をする際にかかるコストの軽減）はない。ただし、一般の寄附とは別に食品寄附にかかる費用を一定の要件の下で全額損金算入が可能である。

前述のアンケートにおいて、各社の会計上の取り扱いについて確認したところ、会計上損金算入しているかどうかを聞いたところ、していないと答えた企業が最も多かった。寄贈して損金処理をしても、「廃棄の場合も損金処理対象のため、現状税制面でのメリットは無い」との答えも見られた。

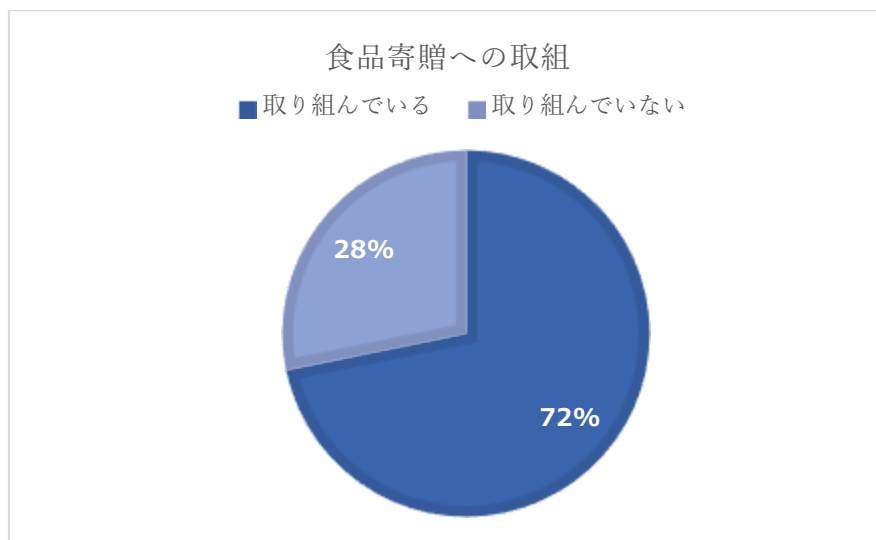
Ⅲ 考察

本報告書作成に当たり、SFA 会員基調、会員団体加盟企業、関係企業等に「食品寄贈に関するアンケート」を実施した。アンケートには、37 社からの回答があった。

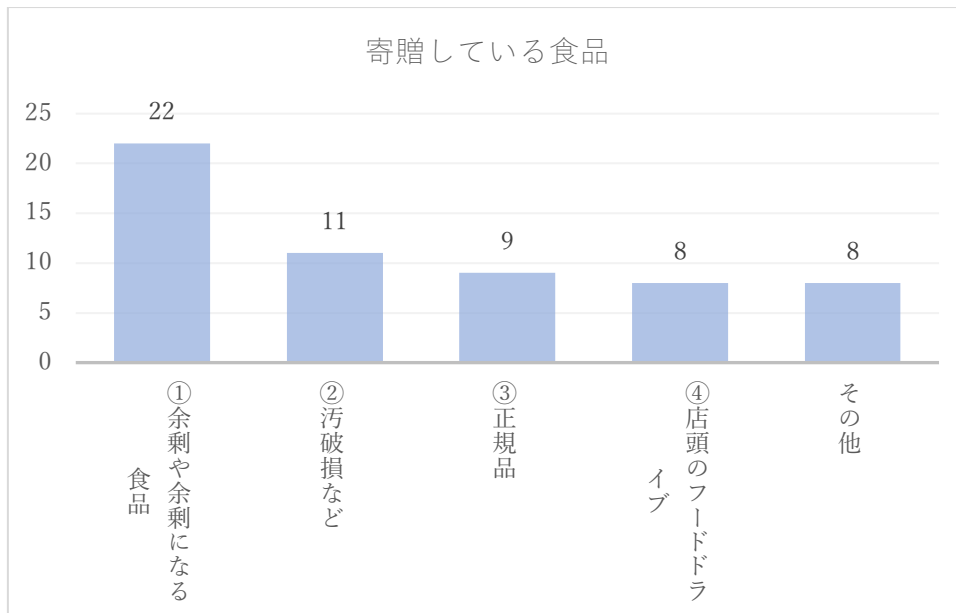


■調査結果

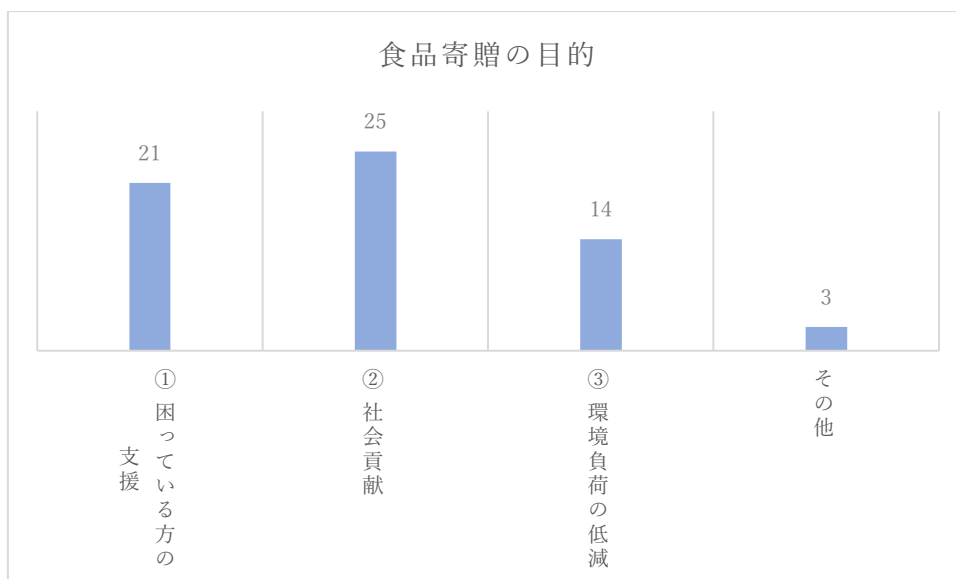
○調査に協力して下さった 37 社の食品企業のうち、7 割を超える 27 社が先駆的に寄贈に取り組んでいる。27 社の内訳は、チェーン・生活協同組合 12 社、フランチャイズチェーン 4 社、卸売業 9 社、製造業 2 社となっている。



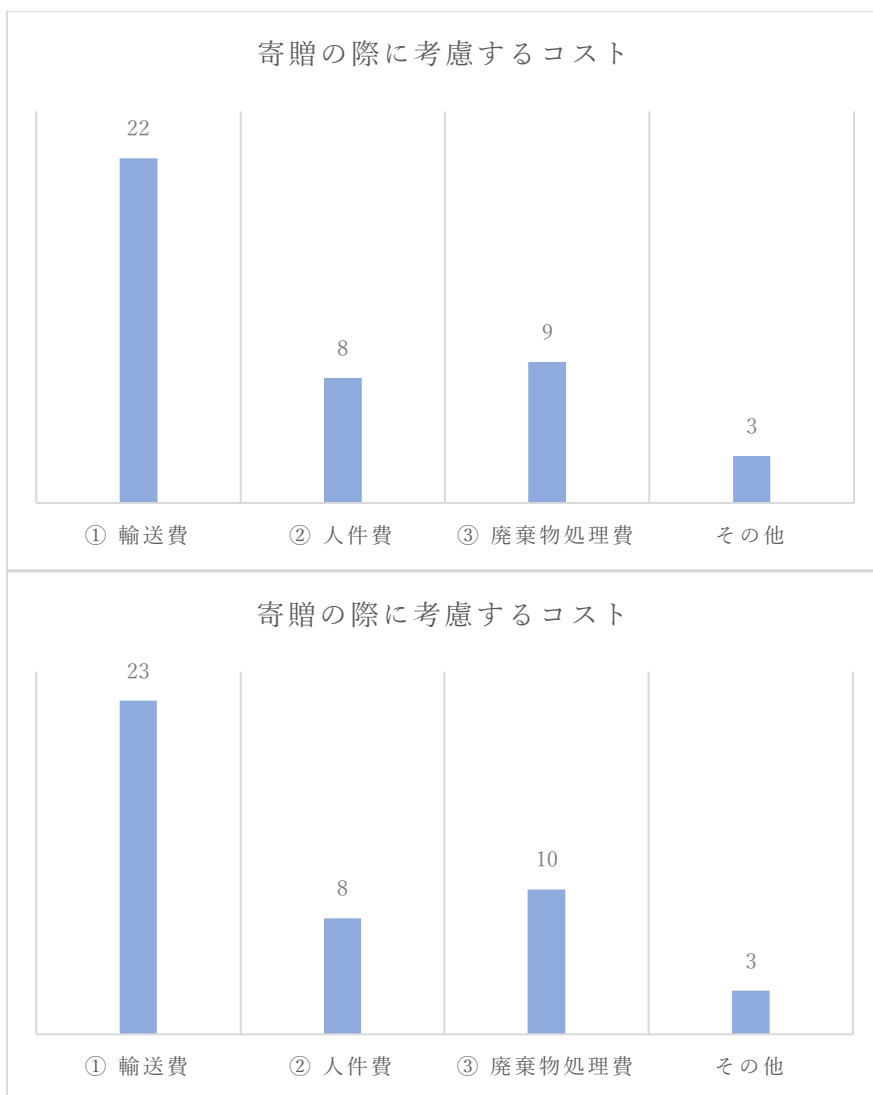
○寄贈している食品は、余剰や余剰になる食品と答えた企業が 17 社で、最も多く、次に汚破損などのため販売に適さないが食べるのに問題がない食品、正規品、店頭でのフードドライブとの答えがあった。その他では、社内で社員に実施したフードドライブやサンプル品、納品期限切れの食品、食事券などが挙げられた。



○食品寄贈の目的は、廃棄される食品を活かすことでの社会貢献が最も多く、次に困っている方の支援、可燃ごみ焼却量の削減や温室効果ガス削減など環境負荷の低減となっている。その他では、地域とのつながりや学生ボランティアの支援が挙げられた。



○寄贈するかどうかを検討する際に考慮されているコストに含まれるものは何かを聞いたところ、輸送費と答えた企業が 22 社と圧倒的に多くなっている。比較考量している費用としては、廃棄物処理費用も 9 社が挙げていた。その他では、寄付金額や保管に係る費用なども挙げられた。



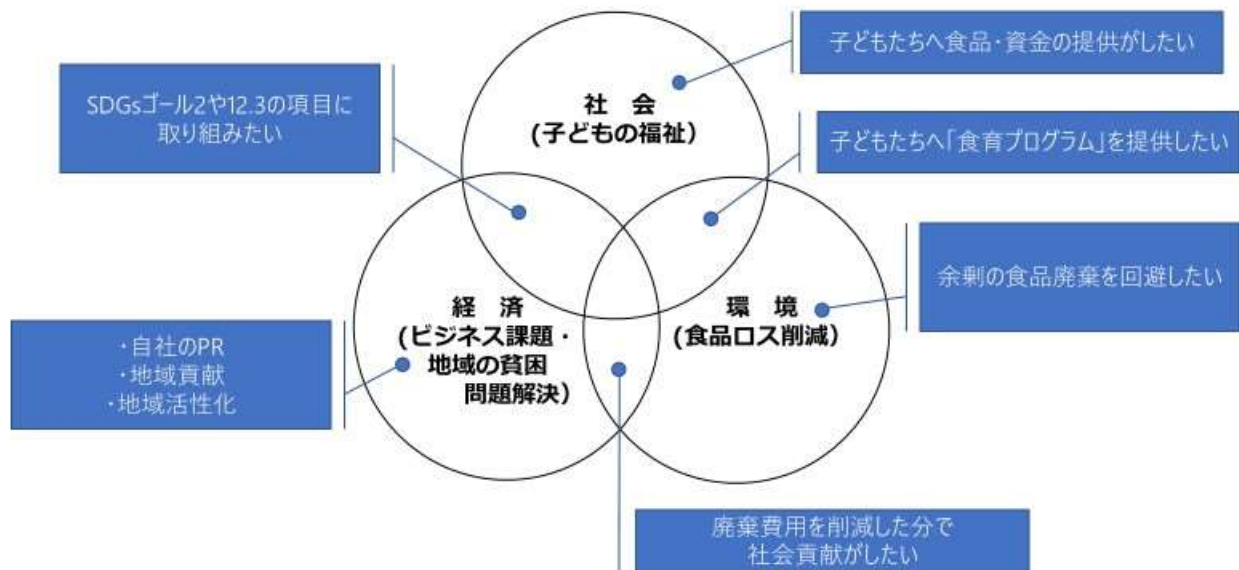
これまでこどもスマイリング・プロジェクトで実施してきた「食品寄贈に関する検討会」、海外事例の研究、本アンケートの結果等から、現行法制下で食品企業が食品寄贈をする際に法的リスクが一番の課題となっていると考えられる。また、食品安全に関する責任は、どこかで消えるものではないが、適正な管理ができる体制の構築とともに役割分担して責任を移行することは必須である。また、責任の移行と合わせて、支援団体側での受贈者に届くまでの食品安全を実現するための仕組みの整備も重要である。さらに、全てがボランティアでは持続する取組とすることは難しい。そのため、仕組みの構築やロジスティクスのコストを支える公的資金も必要となっている。

食品も、善意も、子どもたちも、誰もが救われる未来に向けて、これからも食品産業の様々な主体、また、行政や受贈者支援組織の皆様、関係者の皆様と意見交換を続けながら、課題解決をめざしていきたい。本報告書が、食品ロスの問題やこども支援の「実際の取組」に多くの方が関心を持って、行動していただくための問題提起になれば幸いである。

最後に、こどもスマイリングプロジェクトは、「食」と「職」の体験を提供する食育を通じて、受贈者支援組織との信頼関係を築きながら、食育の教材として食品寄贈を行っている。この取組は、子どもたちの笑顔を広げる、まさに『授人以魚 不如授人以漁』の取組となっているとともに、子どもたちと子どもたちの未来のために、寄贈に関する高いハードルを越えて、関係者皆がサステナビリティに関する取組の楽しさを共有する緩やかなプラットフォームとして続けていきたいと考えているので、引き続き、共感していただける食品産業の皆様のご参加と関係各位のご支援を賜りたい。

食品産業のサステナビリティのプラットフォーム化

⇒食品ロス削減 × 地域経済などの課題を同時解決



参考：海外の食品寄贈における食品安全に関する規定等

(1) アメリカ

米国の食料寄付政策は、食料寄付に対する責任保護に特色がある。

1996年に制定されたビル・エマーソン善きサマリア人法は、世界で初めて食品寄付に対する法的保護を打ち出し、食品提供者と食品提供を行う非営利団体を民事・刑事上の責任から包括的に保護している。また、食品提供者に対して最も寛大な税制上の優遇措置を設けており、連邦法により2段階の控除(食品の基礎価格に対する一般的な税控除、及び条件を満たす食品寄付に対するより高い控除(最大で基礎価格の2倍))がある。また、政府の支援も手厚く、連邦政府による継続的な支援は、緊急食糧支援プログラム(TEFAP)からすべての州に提供されており、年間約1億ドルの行政支援と5億ドルの余剰食料品が地域機関に提供されているほか、州独自に支援をしている。寄付された食品の安全性に関する要件やベストプラクティスに関する明確な規制やガイダンスはない。また、日付を過ぎると品質が低下する可能性のある食品と安全性が低下する可能性のある食品を区別するための標準的なラベルがない。

① St. Mary's Food Bank Alliance(アメリカ)

世界初のフードバンクであるセント・メリーズ・フード・バンク・アライアンス(SMFBA)は、宗教色のない非営利団体で、アリゾナ州15郡のうち9郡で活動し、飢えに苦しむ人々に効率的に食料を集め、配布することで飢餓を緩和している団体。慈善を目的として、病人、貧困者、または幼児(現地の法律で定められた18歳までの未成年の子ども)に食物を配布したい組織とパートナーシップを結んでいる。

食品寄贈者の責任は、善きサマリア人のための寄付法で守られているため、特に規定はない。受け取る側のパートナー組織は、食品安全トレーニングを受け、証明書を保持する人が最低1名必要とされている。また、ボランティアによる寄贈品の使用についての制限についても記載されており、寄付された製品でボランティアに報酬を支払っているように見えるため、制限するとされている。

② Operation Food Search(オペレーション・フード・サーチ/OFS)(アメリカ)

1981年に設立されたオペレーション・フード・サーチ(OFS)は、飢餓救済のための組織であり、食料や栄養に

関する教育、食料入手に関するアドボカシー活動を行っている。OFS は子どもの飢餓をなくすことを戦略的に重視し、様々なプログラムやサービスを提供している。

食品寄贈者の責任は、善きサマリア人のための寄付法で守られているため、特に規定はない。寄贈を受けるパートナーになるには、様々な条件が付されている。捨てるべき食品についてガイドを提供しているほか、パートナー組織には年 1 回研修の機会を設けている。OFS はきめ細かなマニュアル、同意書等を作成していることや食育も同時に提供していることなど、非常に参考になる事例である。

(2) イギリス・フランス・EU

英国の食品寄付政策は、食品の安全性を重視している。寄付を含む食品流通に適用される EU 法は寄贈を受ける組織にも適用されるが、食品回収組織に適用される英国法（社会的行動、責任と英雄的行為法 2015 Social Action, Responsibility and Heroism Act 2015）により、善意の第三者の行動が食中毒など好ましくない結果を引き起こした場合に免責される。包装が破損した特定の食品の寄付や、食品寄贈を受ける回収組織による食品の安全な取り扱いに適用される英国の食品安全法（Food Safety Act 1990）がある。食品安全法は、食品の寄付について明示的に言及しており、食品が他のすべての食品安全要件に準拠している限り、外箱が破損していても食品の一次包装が損なわれていない場合には、食品を寄付することができる」と規定している。さらに、英国政府および英国の各国政府は、WRAP に資金を提供し、食品廃棄物に関するその他の取り組みのうち、余剰食品の安全な再分配に直接取り組み、ガイダンスを提供している。合わせて啓発キャンペーンを補足したことで、食品廃棄物が減少し、安全な食品の寄付が促進されたとされる。

EU 法も英国法も食品提供者や食品回収組織に対する包括的な責任保護を提供していない。しかし、既存の消費者保護法（CPA）の下では、受益者が寄贈された食品に起因する損害を訴えた場合に、食品提供者と食品回収組織が責任を問われることはなく、供給者、製造者及び輸入者が、食品が流通した時点で安全であったこと、又は安全でない食品が消費者の被害を引き起こさなかったことを示すことにより、責任を回避することを可能にしている。

英国では、食品の現物寄付を行う企業に対して法人税の軽減措置を明示していないが、金銭の贈与を含む「適格な慈善寄付」を行う企業に対しては、法人税の軽減措置を講じている。一方、食品がわずかな料金で寄付された場合や、食品が「資産」として価値を維持している場合には、事業者が入力税額控除を申請した場合、寄付は付加価値税の課税対象とみなされる可能性がある。

また、英国には、企業や消費者が余った食品を寄付することを義務付ける法律や、食品廃棄物を埋め立て地に送ることを国が禁止する法律はない。国レベルでは、英国には食品廃棄物削減と食品寄付を特に目的とした資金はないが、活用できる企業に提供される財政的なインセンティブが用意されている。

フランスでは、2013 年以降、数多くの法律が食品廃棄物対策を強化している。2016 年 2 月 11 日 - いわゆる「ガロ」法では、食品廃棄物対策として、廃棄物の発生防止を促進し、次に売れ残った食品を寄付や加工で利用し、次に動物飼料に回収し、最後に生ゴミを農業の堆肥化やエネルギー回収（メタン化）に利用するという行動の階層を定めている。また、まだ消費可能な食品を廃棄する行為も禁止されている。400m² 以上の販売店は、食料援助団体への寄付契約を行う必要がある。その後、寄付品の品質管理計画の策定等が義務化され、対象事業者も広がり、アンチ・ウェイスト診断の義務、国の食品廃棄物削減目標に貢献した人に与えられる廃棄物防止ラベル（LE LABEL ANTI-GASPI）、コンプライアンス違反に対する罰則を強化が 2020 年 2 月に導入されている。企業は、困難な状況にある人々にサービスを提供する非営利団体に寄付を行う場合、寄付金額の 60% の税金が軽減される。

① WRAP Redistribution labeling guide（再配布の表示ガイド）（イギリス）

食品に貼られた日付ラベルは、食品廃棄の主な要因であり、食品寄付の障害となっていた。そのため、2020 年、WRAP は FSA および Defra と協力して、寄付や再配布に関する日付表示の最新ガイダンスを発表した

食品寄贈を受け、再配布する団体の責任として、ボランティアやスタッフが適切な食品衛生トレーニングを実施するとともに、慈善団体を含むすべての食品事業者は、危害分析重要管理点方式(HACCP)Ⅰの原則に基づく食品安全管理システムを導入し、維持することが義務付けられている。食べても安全な食品はすべて、廃棄物処理ルートに送るのではなく、人間に消費されるように再分配されるべきであるという考えを貫き、賞味期限を過ぎた製品が食用に適するかどうか、また再販可能かどうかを判断するためのガイダンスを提供することで、良質な食品の無駄を最小限に抑えることを明記している。

②OLIO 安全な共有のガイドライン(イギリス)

フードシェアリングアプリ OLIO のボランティア(Food Waste Hero)が余剰食品を回収する際の期限表示や温度管理などに関する簡単な留意点を記載しているほか、動画も公開している。

③EU 食品寄贈ガイドライン

EU では、2017年に委員会通知「食品の寄付に関するEUガイドライン」(2017/C 361/01)が制定された。また、知識や資源の限られた小規模小売業者に配慮して、フローダイアグラムを使用して、表として提示される「小規模食品小売業者の食品安全管理システム(SFR-SMS)」を開発した。HACCPを含む食品安全管理システム(FSMS)に関する様々なガイドラインを参照し、前提条件プログラム(PRP)を採用している。